

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー                     | 交付対象事業の名称                 | 事業の概要<br>①目的・効果<br>②交付金を充当する経費内容<br>③積算根拠(対象数、単価等)<br>④事業の対象(交付対象者、対象施設等)   | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|------------------------------|---------------------------|---|------|------|
| 1   | ①食料品の物価高騰に対する特別加算            | 生活者支援特別対策事業               | ①全村民を対象に、1人あたり2万5千円の野田村共通商品券を配布し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者を支援する。<br>②委託料、役務費及び需用費<br>③(委託料)98,396千円(野田村商工会)<br>商品券 3,807人×25千円=95,175千円<br>その他事務費 3,220千円<br>(需用費)16千円(封筒購入代)<br>(役務費)1,084千円(郵便局)<br>ラベル作成・封入差業等のロジサービス料 200千円<br>郵便料 884千円<br>総事業費 98,396千円+16千円+1,084千円=99,496千円<br>※総事業費のうち91,471千円に交付金を充当<br>④全村民  | R8.1 | R8.3 |
| 2   | ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 | エアコン設置支援事業                | ①低所得世帯を対象にエアコンの購入・設置費用を助成することで物価高騰の影響を受ける生活者を支援する<br>②エアコン購入・設置工事に係る費用への補助金<br>③50世帯×上限50千円=2,500千円<br>④高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯又は生活保護世帯であって次の各号のいずれにも該当する者<br>(1)世帯員全員が住民税非課税世帯である者<br>(2)対象住宅に住所を有する者又は賃貸住宅等に居住する世帯は、当該賃貸住宅の所有者からエアコン設置についての同意を得ている者<br>(3)村税等を滞納していない者  | R7.7 | R8.3 |
| 3   | ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援      | 三陸鉄道運行支援事業                | ①燃料費の高騰等に伴い経営が悪化する三陸鉄道の運行維持のため、県及び沿線市町村で支援を行い沿線住民の足を守る。<br>②運行維持のために必要な経費<br>③運行維持のために必要な経費の1/2相当額=190百万円(県1/2、沿線市町村1/2)<br>沿線市町村における本村負担割合5.93%=5,628千円(負担割合は出資額、財政力、駅数、人口により算定)<br>④三陸鉄道株式会社  | R7.6 | R8.3 |
| 4   | ①食料品の物価高騰に対する特別加算            | 商工会補助金(キャッシュレス決済ポイント活用事業) | ①物価高騰の影響を受けた中小企業の消費活性化のため、キャッシュレス決済利用者に対し、ポイントを活用することで他地域からの誘客を図り、地域経済の活性化を目指す。<br>②キャッシュレス決済ポイント活動事業に必要な費用への補助<br>③補助額 5,200千円<br>還元に係る経費に対する補助 4,900千円<br>その他事務費に対する補助 300千円<br>④野田村商工会   | R7.4 | R8.3 |
| 5   | ①食料品の物価高騰に対する特別加算            | 物価高騰による学校給食費等支援事業         | ①学校給食費の原材料費の高騰に伴い、その高騰分に相当する費用に対し、交付金を充てるもの。<br>②需用費<br>③4月～3月 3405,345円<br>(1)小学校分 200人×187食×57円=2,131,800円<br>(2)中学校分 89人×185食×63円=1,037,295円<br>(3)久慈翔北高等学校野田校舎分 35人×150食×45円=236,250円<br>※原材料費の給食費1食当たりのアップに伴い、本来であれば、児童・生徒等の給食費についても同等の額を値上げし納付頂くところである。しかしながら、子育て世帯である小・中学校等の保護者に対する支援の一貫として、その値上げ分について補助を行い、方法としては給付金という形で支給するのではなく、原材料の購入時に、値上げすべき分の額に交付金を充て相殺することとし、従来通りの納付額とする形態の補助となっている。<br>※教職員分は支援対象から除いている。<br>④小・中学校の児童・生徒の保護者等 | R7.4 | R8.3 |